

「医療保険制度改革」における国の動向について

「法制上の措置」骨子（医療保険制度関係）の実施スケジュール

法制上の措置（骨子）に盛り込まれた事項については、社会保障審議会医療保険部会等で議論し、平成26年度から平成29年度までを目途に順次必要な措置を講ずる。法改正が必要な事項については、平成27年通常国会に法律案を提出することを目指す。

「法制上の措置」骨子の文書	
2. 医療制度 (6)持続可能な医療保険制度を構築するため、次に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
① 医療保険制度の財政基盤の安定化について次に掲げる措置	
イ 国民健康保険（国保）の財政支援の拡充	平成27年法案提出等
ロ 国保の保険者、運営等の在り方に關し、保険料の適正化等の取組を推進するとともに、イに掲げる措置により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の運営業務について、財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市区町村の積極的な役割が果たされるよう都道府県・市区町村で適切に役割分担するために必要な措置	平成27年法案提出
ハ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第26号）附則第2条に規定する所要の措置	平成27年法案提出
② 保険料に係る国民の負担に関する公平の確保について次に掲げる措置	
イ 国保及び後期高齢者医療制度の低所得者の保険料負担を軽減する措置	平成26年度税制改正、政令改正
ロ 被用者保険者に係る後期高齢者支援金の全てを総報酬割とする措置	平成27年法案提出
ハ 所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し	平成27年法案提出
ニ 国保の保険料の賦課限度額及び被用者保険の標準報酬月額の上限額の引上げ	平成26年度税制改正、政令改正、平成27年法案提出
③ 保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等について次に掲げる措置	
イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う、70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せて検討する負担能力に応じた負担の観点からの高額療養費の見直し	平成26年度予算措置、政令改正
ロ 医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し	平成27年法案提出

医療保険部会での検討スケジュール（法制上の措置関連）（案）

		医療保険部会				地方団体との協議
	高額療養費の見直し	・国保・後期高齢者医療の低所得者保険料負担軽減措置 ・国保の保険料賦課限度額引上げ	診療報酬改定基本方針	・被用者保険の標準報酬月額の引上げ ・所得水準の高い国保組合への国庫補助の見直し ・医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し	・後期高齢者支援金の全面総報酬割 ・協会けんぽの国庫補助率や高齢者医療の費用負担の在り方 ・国保の財政支援の拡充 ・国保の保険者、運営等のあり方	・国保の低所得者保険料負担軽減措置(再掲) ・国保の保険料賦課限度額引上げ(再掲) ・国保の財政支援の拡充(再掲) ・国保の保険者、運営等のあり方(再掲)
25年	9月	議論 ↓ とりまとめ	議論 ↓ とりまとめ	議論 ↓ とりまとめ		
	12月					
26年	4月			議論 ↓ (中間まとめ) ↓ とりまとめ	議論 ↓ (中間まとめ) ↓ とりまとめ	議論 → 随時医療保険部会へ検討状況報告
	12月					
対応方針	26年度中 を目途に 政令改正	26年度税制改正、 予算措置、 政令改正	26年度改定	27年常会に法案提出		27年常会に法案提出